

令和5年8月25日招集

## 第8回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

---

令和5年第8回狭山市農業委員会総会

---

令和5年8月25日（金曜日） 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
  - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
  - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2) その他
- 5 閉会 午後2時55分

---

本日の出席農業委員 10名

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1番 浅見 誠 次  | 2番 落合 房子   | 3番 小野田 敏 枝 |
| 4番 細田 幸 司  | 5番 仲川 知 範  | 6番         |
| 7番 小口 英 吉  | 8番 岸 進     | 9番         |
| 10番        | 11番 増田 棟 順 | 12番 吉田 博 幸 |
| 13番 渡邊 隆 夫 | 14番        |            |

（本日の欠席委員 3名） 諸口 秀 敏 平本 洋 章 増田 茂

本日の出席推進委員 8名

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 甲田 善 徳 | 清水 芳 則 | 小澤 俊 夫 | 室岡 英 紀 |
| 奥富 文 典 | 片岡 弘 幸 | 齋藤 孝 史 | 高橋 弘 樹 |

---

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田 光 弘 主幹 三ツ木 淳

---

事務局 定刻になりましたので、これより令和5年第8回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書
- ・資料1 令和5年度基本構想の見直し概要
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第8回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長をお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございました。  
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

## 議 事

議 長 只今から、第8回狭山市農業委員会総会を開催します。  
なお、議席番号9番 諸口委員、議席番号10番 平本委員、議席番号14番 増田茂委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号8番 岸委員と11番 増田棟順委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「令和5年度基本構想の見直し概要」を議案とします。

農業振興課の説明を求めます。

農業振興 【令和５年度基本構想の見直し概要について説明】

課

議 長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

渡邊委員 資料を読むと、事業ごとに協議の場を設置し進捗管理を毎年実施すること、と書かれているので、地域計画がこのような進められています、という報告を毎年きちんとして、地域の意見を聞くという場所を設けて、常に意識づけを図ってほしい。

議 長 他に質疑はありますか。  
他には無いようですので、本件を「他法令に抵触なければ支障なし」として回答してよろしいかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。  
よって、本件を『他法令に抵触なければ支障なし』として回答します。

農業振興課の案件は終了しましたので、ここで、農業振興課は退席します。  
次に第８回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第３条の申請が水富地区で２件、５条の申請が入間川地区で２件、入曽地区で５件、水富地区で２件、併せて９件です。  
農用地利用集積計画は堀兼地区３件、奥富地区で１件です。

議 長 それでは、議案第２号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。  
はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 暑い時期でもあり、雨も降りましたので、雑草が伸びてしまっている農地が見受けられます。今後も地域内の休耕地など、引き続き見て回りたいと思います。

議 長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 暑さと雨で雑草が生えてきて、早めに手を打たないと大変なことになりそうな畑がいくつかありますので、畑の所有者に会った時には声をかけて対処をしてもらうようにしたいと思います。

議 長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 降雨の関係で、だいぶ草が元気になってしまっている畑が数多く見られるようになりました。ある程度の管理はしていただいていると思いますが、手を入れるのが少し遅れると、2～3倍の労力がかかってしまうという状況です。体調を崩して畑の管理ができなくなっていた方が、近所の方の手を借りて草刈りをして、作業ができる畑に戻った事例がありますが、体調を崩してしまうと、あっという間に草だらけになってしまうという環境が多いと感じています。

議 長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 自分の畑もですが、草退治について注意を喚起していきたいと思います。

議 長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 全筆調査もありますので、雑草が目立つ畑の所有者の方には、できるだけ連絡をしていきたいと思います。

議 長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 奥富地区は、稲が実り始めて、田んぼの色が変わってきています。今年は稗が多くて、原因は分かりませんが、種が流れてくるとなると、入間川の用水の上流の方に何かあるのかもしれない。利用権の設定で農協から話があり、新規就農者の方に農地を紹介しました。

議 長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 所有者が怪我をしたために草だらけになってしまっている畑がありますが、堀兼の小澤推進委員から周辺の皆さんで協力して草刈りをしたという話があったように、今まで良かった畑が耕作放棄地にならないよう、私も見守っていきたいと思います。

議 長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 狭山パークキングの拡張に伴ってネクスコ東日本が購入した土地の雑草が伸びてしまっているという相談を笹井の農業者から受けまして、事前審査の農地の近くだったので現地の確認をした上で、浅見会長からネクスコに連絡をしてもらい、除草の依頼をしました。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等がございますか。  
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。  
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しくお願いいたします。  
それでは、議案第2号「農用地利用集積計画」を議題とします。  
議案第2号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は、利用権の設定が3件3筆、地目「田」が330㎡、「畑」が2,733㎡  
です。所有権移転は1件2筆、地目「畑」が5,093㎡です。

1 件目

渡し人は堀兼にお住まいの方、受け人は加佐志にお住まいの方です。  
所在地は大字堀兼字残地（元下奥富分）、地目は畑、面積は968㎡、権利の種類  
は3年間の賃貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

2 件目

渡し人は川越市にお住まいの方、受け人は川越市にあります農業法人です。  
所在地は大字中新田字野、外1筆、地目は畑、面積は5,093㎡、権利の種類は  
所有権移転です。

3 件目

渡し人は下奥富にお住まいの方、受け人は同じく下奥富にお住まいの方です。  
所在地は大字上奥富字淵ノ下、地目は田、面積は330㎡、権利の種類は3年間の  
使用貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

4 件目

渡し人は堀兼にお住まいの方、受け人は同じく堀兼にお住まいの方です。  
所在地は大字堀兼字富士見里、地目は畑、面積は1,765㎡、権利の種類は3年  
間の使用貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

議 長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。  
質疑が無いようですので、利用権設定については承認いただいたものといたしま  
す。  
次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。  
岸委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字笹井字西八木、地目は畑、面積は283㎡です。  
現在の利用状況は耕起中、許可後は野菜の作付けが計画されています。譲受人は

狭山市大字笹井に居住する農業者で、総耕作面積は25,835㎡、すべて畑です。

根拠法令は、第3条第2項第1号から6号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。  
次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字笹井字八木上、地目は畑、面積は140㎡です。  
現在の利用状況は耕起中、許可後は野菜の作付けが計画されています。譲受人は狭山市大字笹井に居住する農業者で、総耕作面積は25,835㎡、すべて畑です。  
根拠法令は、第3条第2項第1号から6号まで全て該当となります。  
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。  
次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。  
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市入間川字中向沢、外1筆、地目は畑、合計面積は451.29㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員

議案番号4整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字八木上、外4筆、地目は畑、合計面積は1,358㎡です。

農地区分につきましては、

申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中と一部遊休農地となっています。事業計画者は東京都千代田区で高速道路関連の事業を営む法人です。転用目的は商業施設の敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当



と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4 整理番号3について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字南入曽字北流、外1筆、地目は畑、合計面積は399㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
  - ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
  - ・インフラの整備が進んでいる はい
- いいえ

以上のことから、申請地は事業計画地全体としては第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4 整理番号4について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字南入曽字北流、地目は畑、面積は399㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号5について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中向沢、外1筆、地目は畑、合計面積は404㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある はい
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

小野田 議案番号4整理番号6について審査結果を報告します。  
委員 申請地は狭山市大字南入曽字西ノ前原、地目は畑、面積は300㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は茶畑となっています。事業計画者は上尾市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4整理番号7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字北入曾字上之原、外1筆、地目は畑、合計面積は299㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4整理番号8について審査結果を報告します。

申請地は狭山市北入曾字上之原、外1筆、地目は畑、合計面積は254㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい

- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書8の朗読)

理由書8により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号9番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員

議案番号4整理番号9について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上広瀬字上ノ原、外1筆、地目は畑、合計面積は322㎡です。

農地区分につきましては、

- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は日高市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書9の朗読)

理由書9により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし

- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
 質疑等を受け付けます。  
 質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
 賛成の方の挙手を願います。  
 挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
 以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。  
 事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は1件2筆、地目「畑」、面積1, 246㎡、相続による届出で、あっせんの希望はありません。  
 農地法第4条の規定による届出は3件9筆、地目「畑」が8筆、面積6, 043㎡、地目「田」が1筆、面積705㎡、転用目的は駐車場敷地が1件、資材置場・一部駐車場敷地が1件、工場等敷地が1件です。  
 農地法第5条の規定による届出は5件9筆、地目「田」が2筆、面積834㎡、地目「畑」が7筆、面積2, 082㎡、転用目的は全て住宅敷地となっています。  
 公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、2件4筆です。  
 農業用施設に係る届出は、1件1筆です。

議長 説明が終わりました。  
 質疑を受け付けます。  
 質疑はないようです。  
 その他について、委員から何かありますか。  
 無いようですので、これをもちまして、第8回狭山市農業委員会総会を終了します。  
 ご協力ありがとうございました。